

接続料の算定等に関する研究会 第96回

関門系ルータ交換機能の接続料の 算定方法につきまして

2025年5月30日

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）

当協会では、2022年5月6日開催の接続料の算定等に関する研究会（第56回）にて下記の主張を行いました。現在でもその主張は変わっておりません。（資料56-3）

IPoEのゲートウェイルータの接続料について

- IPoEのゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められていますが、あくまで過渡的な措置と考えられています。
- IPoEのゲートウェイルータについては更改を機に当面の措置の適用を終了し、また他県に現在設置されているゲートウェイルータも速やかに本則通り計算すべきと考えます。
- 既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題と思います。
- この経過措置を打ち切らなければ、研究会などの場でプロセスを踏んで決めた使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視できることになり、研究会の議論をないがしろにすることになります。また、法令で原則は純粋な使用料とされているのであることから、経過措置をやめて本則に戻したとしても、既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられないと思います。

関門系ルータ交換機能（I P o E方式に用いられるものに限る。）の利用中止費の扱いについて、関係者からのヒアリングの結果、NTT東日本・西日本による単県P O Iの増設が現在も続いている状況であり、それに伴いV N E事業者が利用するP O Iの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてP O Iの利用形態が多様化している状況であるといった事情が判明した。このような変動期において、原則（網使用料での算定）に戻すことは、V N E事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。

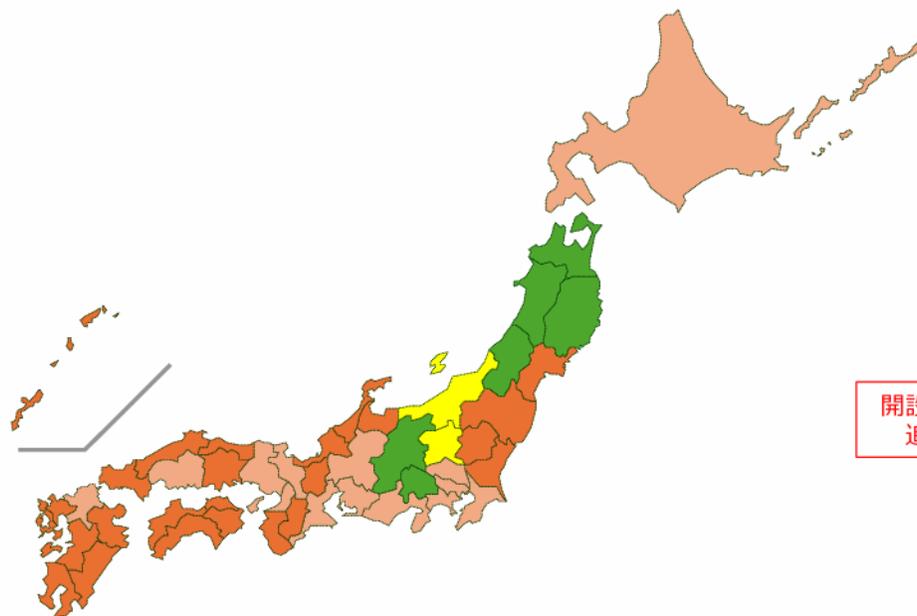
これらの状況は、NTT東日本・西日本による単県P O Iの増設が続く間は継続するものと想定されるため、現時点において、当該増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に、改めて利用中止費の経過措置を維持すべき事情があるかについて本研究会において検討し、特段の事情が認められない限り、その時点で原則に戻すことが適当である。

IPoE方式のPOI開設状況及び追加となった開設計画

- 事業者様のご要望に基づき、本件に係る前回の当社プレゼン実施時※から現在に至るまでに25県において新規開設済みであり、2県においては2025年5月開設予定です。
- また、本研究会第6次報告書取りまとめ時点では開設計画が具体化していなかった残りの6県においても事業者様との協議を重ねており、ご要望に基づき2027年度及び2028年度の開設をめざし検討・調整を進めているところです。

※第56回接続料の算定等に関する研究会（2022年4月開催）

- 熊本・鹿児島POI
(2022年度1Q開設済)
- 岡山・長崎・山口・滋賀POI
(2022年度2Q開設済)
- 石川・富山・奈良POI
(2022年度3Q開設済)
- 愛媛・香川・佐賀・沖縄POI
(2022年度4Q開設済)
- 大分・宮崎・和歌山・福井POI
(2023年度1Q開設済)
- 島根・徳島・高知・鳥取POI
(2023年度2Q開設済)



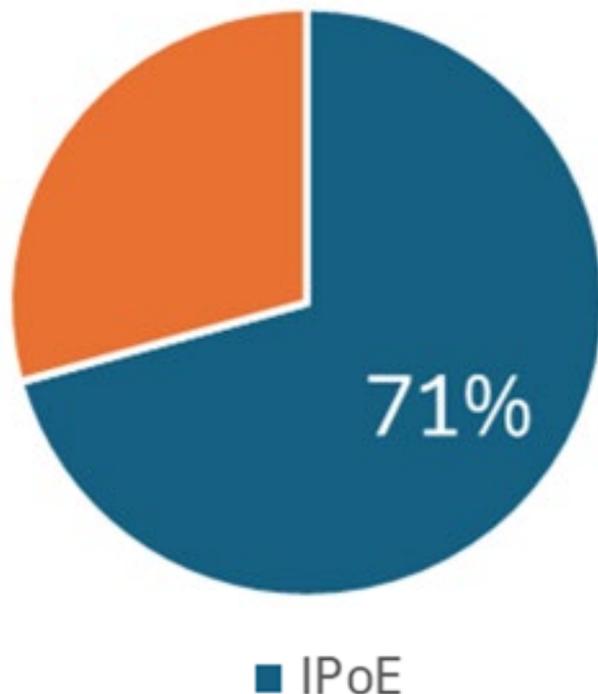
- 茨城・栃木POI
(2022年度4Q開設済)
- 宮城・福島POI
(2025年度1Q開設済)
- 群馬・新潟POI
(2025年度1Q開設予定)
- 山梨・長野POI
(2027年度開設に向け協議中)
- 青森・岩手・秋田・山形POI
(2028年度開設に向け協議中)

開設計画追加

(凡例) 薄い橙：～2021年度開設、濃い橙：2022年度～2025年度に開設済、黄：接続申込受領済、緑：協議中 ³

2025年5月 第95回「接続料の算定等に関する研究会 NTT東西殿の資料P3より

フレッツ光ネクストにおけるIPoEの割合



一部にIPoEとPPPoEを重複して利用している契約者もいることから、NGN全契約数からIPoE契約数を控除した残りがPPPoEの契約数という訳ではありませんが、ほぼ近い値と考えられます。

IPoEの接続契約総数は2024年3月末で16,714,498回線*。2024年3月末のNTT東西フレッツ光契約数23,653千(NTT持株 株主・投資家情報 契約数)に占める割合は約71%。

*IPoE協議会 IPoE接続に関する統計情報
<https://ipoe-c.jp/about/statistics.html>

利用中止費の経過措置を継続する前提条件が明示的に示されるべき

IPoE協議会殿の資料によりますと、直近のIPoE接続契約総数、および総ポート数は増加が継続しておりますが、その度合いは以前と比較し漸減傾向にあるように見えます。

利用中止費の網使用料化はポート数の総量が完全に飽和するのが前提ではありませんが、ポート数の変動については、接続事業者の予見に資するよう、経過措置を網使用料に戻す前提条件が明示的に示されるべきと考えます。

| | IPoE接続契約総数 | 利用ISP数 |
|----------|-----------------|-----------|
| 2023年3月末 | 16,148,252回線 | 229事業者 *1 |
| 2023年9月末 | 16,364,067回線 | 235事業者 *1 |
| 2024年3月末 | 16,485,981回線 | 254事業者 *1 |
| 2024年9月末 | 16,714,498回線 *2 | 261事業者 *1 |
| 2025年3月末 | 16,795,821回線 *2 | 271事業者 *1 |

*1：8事業者の合計

*2：9事業者の合計

| | ポート数 | 内訳 | |
|------------|-------|--------|--------|
| | 総ポート数 | NTT東日本 | NTT西日本 |
| 2023年3月末 | 376 | 210 | 166 |
| 2023年9月末 | 414 | 221 | 193 |
| 2024年3月末 | 442 | 235 | 207 |
| 2024年9月末 ※ | 462 | 244 | 218 |
| 2025年3月末 ※ | 480 | 252 | 228 |

※9事業者の合計

*IPoE協議会 IPoE接続に関する統計情報
<https://ipoe-c.jp/about/statistics.html>

県内でサービス提供を行うケースが大半である地域ISP事業者は、現在、既存VNE事業者からの提供でIPoE接続を選択せざるを得ません。

しかし当協会の会員には、単県で直接NTT東西殿とVNE事業者のような形で接続しIPoEへの参入を希望する地域ISP事業者が数社あります。

単県が主で、地域ISP事業者の利用者数からすると、GWRの使用台数は1社あたり1, 2台（県1つと集約1つ）程度と思われます。

単県で事業を行う地域ISP事業者がNTT東西殿と直接接続しIPoEに参入するには

- 1) ゲートウェイルータの利用中止費の問題（本件）
- 2) IPoE単県POI単独利用の問題

があり、利用中止費の扱い見直し以外にも地域ISP事業者のIPoEへの参入には高いハードルがあります。

1) ゲートウェイルータの利用中止費の問題 (本件)

IPoE接続を提供するVNE事業者間において、一部の事業者が集約POIから単県POIに移行するため生じる集約POIの利用中止費の負担は当該事業者のみが負担する網改造料の制度で運用されるのが公平であるという主張は理解できます。

現在のVNE事業者

しかしながら、その公平性はVNEに既に参入している事業者間の話であり、新規参入を検討している小規模事業者にとっては、将来的に既存VNE事業者の単県POIへの移行が落ちついた段階で利用中止費の網使用料化への原則に戻し、VNE事業への新規参入を容易にする方が使いやすい制度であると考えます。

BBIX株式会社
インターネットマルチフィード株式会社
株式会社JPIX
ビッグローブ株式会社
株式会社朝日ネット
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社ファミリーネット・ジャパン
アルテリア・ネットワークス株式会社

2) IPoE単県POI単独契約の問題（継続課題）

今回の論点ではありませんが、地域ISP事業者は県内でサービス提供を行うケースが大半であり、IPoE方式で直接接続するのは困難です。

（接続条件の問題）

- ・ PPPoEであれば1つの単県接続のみでも可能ですが、IPoEでは全エリアの提供が前提となっているため、1つの単県接続のみでは足りず、全県等域でのサービス提供を行う必要があります。

（経済条件の問題）

- ・ 特定県等域のみで接続を行う際に生じる費用、および月額利用料は地域ISP事業者にとって極めて高額であり、負担が困難です。

（例）NTT東の広域接続での月額利用料金（別途それ以外の費用が必要）
 東京集約POI 458,271円 + 一般 I P 通信網県間中継系ルータ交換伝送機能6,923,611円

IPoE参入コストの低減ないし柔軟化により、地域ISP事業者の新規参入の敷居を下げること、FTTHインターネット接続サービスの市場を一層拡大、ならびに地域の活性化に寄与していくものと考えます。

